

令和3年度「増館農村センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

増館農村センターについては、増館町内会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和4年1月11日

施設名	増館農村センター
設置目的	農村におけるコミュニティー活動を強化し、地域住民の連帯感の醸成を図り、住みよい環境づくりのため、農村センターを設置する。
所在地	青森市浪岡大字増館字富岡140番地2
指定管理者	【名称】増館町内会 【代表者】会長 須藤 章輝 【住所】青森市浪岡大字増館字宮元100番地1
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	管理保守点検業務が適正に行われているか。	法定検査を定期的実施しているほか、常に施設の点検・清掃を行い、良好な状況を維持している。	○	
	施設管理運営に地域住民の参画があるか。	町会の各班による交替制で、定期的な清掃や草刈、冬場の雪下ろし等を行っており、地域のコミュニティー拠点施設を大事に使ってもらう意識を高めている。	○	
	防犯、防災、緊急時に的確な対応を行えるようにしているか。事故防止に向けて取り組んでいるか。	防火管理者が防災計画の策定等に取り組み、防火計画に基づいた消火訓練等を実施し、仕様書どおり適切に行われている。	○	
	個人情報保護について理解が十分か。	施設利用の窓口になる者に対しては、外部への情報漏洩がないように指導を行っている。	○	
運営について	施設の平等利用が確保されているか。	利用許可については、申請順により許可し、利用申請者に対し不公平のないように行っている。	○	
	要望を運営に反映する工夫がされているか。苦情処理の体制は明確か。	利用者からの要望、苦情に対しては迅速な対応に努め、検討を要するものは町内会で審議し、必要に応じ、市と協議しながら対応する体制が作られている。	○	
	利用促進の取り組みがなされているか。	共同防除組合や水利組合など、地元農家の利用促進を図っている。	○	
	市民サービス向上の取り組みがなされているか。	利用者にとってより利用しやすい施設になるよう、要望把握に努め、サービス向上を図るなど仕様書どおり適切に行われている。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況は仕様書どおり実施され、概ね適切といえる。  
また、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、アルコール消毒液の設置、注意喚起のためのポスター掲示、三密にならないよう利用者へ呼びかけるなど適切に実施している。  
今後も適切な管理・運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市農林水産部農地林務課  
【電 話】 0172-62-1179  
【メー ル】 nouchi-rimmu@city.aomori.aomori.jp